

(案)

2 人 号 外
令和 2 年 4 月 日

各課等の長 殿

人事課長 松 原 芳 宣

体温計について（通知）

このことについて、令和 2 年 4 月 1 日付け 2 人号外にて調査した体温計の所有数等は、別添のとおりです。

今後、体温計の取り扱いについては下記のとおりとしますので、よろしく願います。

記

1 体温計の使用

- (1) 現時点で体温計を所有していない課等は、人事課又は各フロア内の体温計を所有している課等の体温計を使用してください。
- (2) 体温計の使用後には、アルコール消毒を徹底してください。
(検温後に、アルコールを噴霧したティッシュペーパーで、体温計全体を拭き取ってください。)
- (3) アルコールは、財産経営課から配布されているものを使用してください。
- (4) ティッシュペーパー（ポケットティッシュ）は、人事課にありますので必要な場合はお渡しします。

2 その他

体温計を各課等に 1 本以上配置できるよう手配します。

担当 人事課給与厚生係（奈良）
内線 2 2 2